

正があつた日

二 第六十条の三第四項ただし書の規定の適用により当該未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上加算すべき損失の額に相当する金額が減少した場合 当該被相続人の所得税につき前条第一項の規定による更正の請求に基づく更正があつた日（国外転出をした者が外国所得税を納付する場合の更正の請求の特例）

第一百五十二条の五 第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出をした日の属する年分の所得税につき確定申告書を提出した者（その相続人を含む。）は、第九十五条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例）（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある同条第一項に規定する外國所得税を納付することとなることにより、当該確定申告書に係る国税通則法第十九条第一項（修正申告）に規定する税額等（当該税額等につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の税額等）が過大であるときは、当該外國所得税を納付することとなる日から四月以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

第二編第六章を同編第七章とし、同編第五章の次に次の一章を加える。

第六章 修正申告の特例

第一百五十二条の二 居住者が相続又は遺贈により取得した第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する有価証券等の譲渡をした場合において、当該譲渡の日以後に当該相続又は遺贈に係る被相続人の当該相続の開始の日の属する年分の所得税につき同条第六項本文（同条第七項の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。）又は第六十条の三第六項前段（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）（同条第七項の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用があつたことにより、次の各号に掲げる場合に該当し、かつ、当該居住者の当該譲渡の日の属する年分の所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号（修正申告）の事由が生じた場合には、当該居住者（その相続人を含む。）は、それぞれ次の各号に定める日から四月以内に、当該譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

一 第六十条の二第四項ただし書の規定の適用により当該有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲

渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費又は取得費として控除すべき金額が減少した場合
当該被相続人の所得税につき第百五十三条の二第一項（国外転出をした者が帰国をした場合等の更正
の請求の特例）の規定による更正の請求に基づく更正があつた日

二 第六十条の三第四項ただし書の規定の適用により当該有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲
渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費又は取得費として控除すべき金額が減少した場合
当該被相続人の所得税につき第一百五十二条の二第一項（非居住者である受贈者等が帰国をした場合等
の更正の請求の特例）の規定による更正の請求に基づく更正があつた日

2 居住者が相続又は遺贈によりその契約の移転を受けた第六十条の二第二項に規定する未決済信用取引
等又は同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引の決済をした場合において、当該決済の日以後に
当該相続又は遺贈に係る被相続人の当該相続の開始の日の属する年分の所得税につき同条第六項本文又
は第六十条の三第六項前段の規定の適用があつたことにより、次の各号に掲げる場合に該当し、かつ、
当該居住者の当該決済の日の属する年分の所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号
の事由が生じた場合には、当該居住者（その相続人を含む。）は、それぞれ次の各号に定める日から四

月以内に、当該決済の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

一 第六十条の二第四項ただし書の規定の適用により当該未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上減算すべき利益の額に相当する金額が減少した場合 当該被相続人の所得税につき第百五十三条の二第一項の規定による更正の請求に基づく更正があつた日

二 第六十条の三第四項ただし書の規定の適用により当該未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上減算すべき利益の額に相当する金額が減少した場合 当該被相続人の所得税につき第百五十三条の三第一項の規定による更正の請求に基づく更正があつた日

3 第一項各号又は前項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき更正を行う。

4 第一項又は第二項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第一項又は第二項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条（修正申告の効力）の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項又は第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章まで（国税の納付義務の確定等）の規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「所得税法第百五十五条の二第一項又は第二項（修正申告の特例）に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）並びに第六十五条第一項及び第三項（過少申告加算税）中「期限内申告書」とあるのは「所得税法第二条第一項第三十七号（定義）に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条（無申告加算税）の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第一百六十一条第五号イ中「分配」の下に「金銭の分配」を加える。

第一百六十五条中「第七十三条」を「第六十条の四（外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例）」、「及び第九十五条（外国税額控除）」を「第九十五条（外国税額控除）」及び第九十五条の二（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例）」に改める。

第一百六十五条の五の次に次の二条を加える。

（特定の内部取引に係る恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）

第一百六十五条の五の二 非居住者の恒久的施設と第一百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等との間で同項第三号、第五号又は第七号に掲げる国内源泉所得（政令で定めるものを除く。）を生ずべき資産の当該恒久的施設による取得又は譲渡に相当する内部取引（同項第一号に規定する内部取引をいう。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該内部取引は当該資産の当該内部取引の直前の価額として政令で定める金額により行われたものとして、当該非居住者の各年分の恒久的施設帰属所得につき第一百六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により

前編第一章及び第二章（居住者に係る所得税の課税標準の計算等）の規定に準じて不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。

- 2 前項の規定の適用がある場合の非居住者の恒久的施設における資産の取得価額その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第一百六十五条の六第四項第六号イ中「剩余金」を「若しくは剩余金」に、「基金利息」を「同項に規定する金錢の分配若しくは基金利息に相当するもの」に改め、同号口中「特定受益証券発行信託」の下に「若しくはこれ」を加える。

第一百六十六条中「第一百二十条第三項第三号」を「第一百二十条第三項第四号」に改める。

第三編第二章第二節第二款の次に次の二款を加える。

第二款の二 修正申告の特例

第一百六十六条の二 前編第六章（修正申告の特例）の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての修正申告について準用する。

第一百六十七条中「前編第六章」を「前編第七章」に改める。

第一百六十八条中「前編第七章」を「前編第八章」に改める。

第一百八十五条第一項第一号中「当該申告書」を「並びに当該申告書」に、「場合には、」を「場合に
は」に、「。以下この章」を「とし、当該申告書に記載された控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同
条第四項に規定する国外居住親族（第一百八十七条（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）及び
第一百九十条第二号ハ（年末調整）において「国外居住親族」という。）である場合には第一百九十四条第四
項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。次条」に改め、
同項第二号中「控除対象扶養親族」の下に「（これらの控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第四
項の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控
除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第一百八十七条中「同居特別障害者」の下に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族であ
る場合には、同条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は同居特別障害者に限る。）」
を加える。

第一百九十条中「第一号に掲げる」を「同号に掲げる」に改め、同条第二号イ中「以下この条において」

を「口において」に改め、同号ハ中「以外の障害者」の下に「（これらの同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項及び第六項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示がされたこれらの同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者に限る。）」を加え、「（給与所得者の扶養控除等申告書）」及び「主たる給与等に係る」を削り、「及び控除対象扶養親族」の下に「（一以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には同条第一項第六号に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族とし、当該申告書に記載された控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が国外居住親族である場合には同条第四項及び第六項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加え、「控除対象扶養親族」を「その控除対象扶養親族」に改め、同号ニ中「する配偶者」の下に「（当該配偶者が第一百九十五条の二第二項（給与所得者の配偶者特別控除申告書）の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた配偶者に限る。）」を加え、「若しくは」を「又は」に改める。

第一百九十四条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第三号の同居特別障害者若しくはその他の特別障害者若しくは特別障害者以外の障害者又は第四号の控除対象配偶者若しくは第五号の控除対象扶養親族（前号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に限る。）が非居住者である親族である場合には、その旨

第一百九十四条第三項中「提出し」を「提出し、」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「、第二項又は第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 第一項又は第二項の規定による申告書に第一項第七号に掲げる事項の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者（次項において「国外居住親族」という。）が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

5 前項に規定する居住者は、第一百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、国外居住親族に係る同条第二号ハに掲げる障害者控除の額、配偶者控除の額又は扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、第一項に規定する給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、当該国外居住親族が当該居住者と生計を一にする事実その他財務省令で定める事項を記

載した申告書を、当該支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、同項の国外居住親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を提出し、又は提示しなければならない。

第一百九十五条第一項中「この条」を「この項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

四 前号に規定する控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である親族である場合には、その旨

第一百九十五条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項又は第二項の規定による申告書に第一項第四号に掲げる事項の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

第一百九十五条の二第一項第三号中「見積額」の下に「並びにその者が非居住者である場合にはその旨」

を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申告書に同項第三号に規定する配偶者が非居住者である旨の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者が当該居住者の配偶者に該当する旨を証する書類及び当該記載がされた者が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を提出し、又は提示しなければならない。

第一百九十八条第二項中「第二百三十三条の五第四項」を「第二百三十三条の五第五項」に改める。

第一百三十三条第一号二中「に控除対象配偶者」の下に「（当該控除対象配偶者が第二百三十三条の五第三項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に規定する記載がされた者（ホ及びヘにおいて「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者に限る。）」を加え、同号ホ中「に控除対象扶養親族」の下に「（当該控除対象扶養親族が国外居住親族である場合には、第二百三十三条の五第三項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象扶養親族に限る。）」を加え、同号ヘ中「うちに障害者」の下に「（当該障害者が国外居住親族である場合には、第二

百二条の五第三項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者に限る。」を、「又はその他の特別障害者」の下に「（これらの同居特別障害者又はその他の特別障害者が国外居住親族である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた同居特別障害者又はその他の特別障害者に限る。）」を加える。

第二百三条の五第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 第二号の控除対象配偶者、第四号の控除対象扶養親族又は前号の同居特別障害者若しくはその他の特別障害者若しくは特別障害者以外の障害者が非居住者である親族である場合には、その旨

第二百三条の五第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項の」を「第五項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による申告書に同項第六号に掲げる事項の記載をした居住者（前項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）は、政令で定めるところにより、当該記載がさ

れた者（前項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載がされた者を含む。）が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

第二百二十四条の見出し中「配当」を「配当等」に改め、同条第一項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項（署名用電子証明書の発行）に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて財務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）を送信しなければ」に改め、「当該書類」の下に「又は署名用電子証明書等」を加え、同条第二項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に改め、「当該書類」の下に「又は署名用電子証明書等」を加える。

第二百二十四条の三第一項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に改め、「当該書類」の下に「又は署名用電子証明書等」を加え、同条第三項中「又は剩余金の分配」を「剩余金の分配又は金銭の分配」に改める。

第1151「十四条の四、第1151「十四条の五第一項及び第1151「十四条の六中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に改め、「当該書類」の下に「又は署名用電子証明書等」を加える。

第二百一十五条规定第一項第一項中「又は剩余金の分配」を「剩余金の分配又は金銭の分配」に改める。

第一百三十二条から第一百三十六条までを削り、第一百三十三条を第一百三十二条とし、同条の次に次のように加える。

第一百三十四条から第一百三十六条まで 削除

第五編第二章中第一百三十二条を第一百三十三条とする。

第一百三十八条第三項及び第一百四十一条中「知る。」又は「知る。」、第五百五十一條の二第一項若しくは第一百三十九條（修正申告の特例）（ト）の規定を第六十六條の二（修正申告の特例）において準用する場合を含む。）又は「に改める。

別表第一の備考（2）「により申告された扶養親族等」の次に「（当該扶養親族等が第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（4）において「国外居住親族」という。）

である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(一)において同じ。」 や是べ、回帳の謹抑丁セ母 「(給与所得者の扶養控除等申告書)」 や是べ、「同居特別障害者」 のホリ 「(これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。)」 や是べ、回帳の謹抑丁セ母 「申告された扶養親族等」 のホリ 「(当該扶養親族等が第百九十五条第四項(従たる給与についての扶養控除等申告書)の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。)」 や「応じ、」 のホリ 「その申告された」 や是べ。

回帳の謹抑丁セ母 「により申告された扶養親族等」 のホリ 「(当該扶養親族等が第百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する国外居住親族 ((4)において「国外居住親族」という。))」 である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(一)において同じ。」 や是べ、回帳の謹抑丁セ母 「(給与所得者の扶養控除等申告書)」 や是べ、「同居特別障害者」 のホリ 「(これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。)」 や是べ、回帳の謹抑丁セ母

母 「申告された扶養親族等」 の così 「（当該扶養親族等が第百九十五条第四項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）」 や、「応じ、」 の così 「その申告された」 や是れ。

司根緑園の連れて母 「扶養親族等」 の così 「（当該扶養親族等が第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（二）において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。（二）において同じ。」 や是れ、 匠根の連れて母 「（給与所得者の扶養控除等申告書）」 や是れ、「同居特別障害者」 の così 「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第一百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」 や是れ。

（法人税法の 1 章の 1 項）

銀 1 条 法人税法（昭和四十一年法律第十一号）の 1 章の 1 項のものと同様である。

田次母 「銀四回十一條のべ」 や 「銀四回十一條のべ」 や 「銀四回十一條のべ」 や 「銀四回十一條の十」 は略である。

第二条第十号中「会社の株主等」を「会社（投資法人を含む。以下この号において同じ。）の株主等」に改め、「が自己の株式」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項（定義）に規定する投資口を含む。以下同じ。）」を加え、同条第十二条の七を同条第十二条の六の六とし、同条第十二条の七の二を同条第十二条の六の七とし、同条第十二条の七の三を同条第十二条の七とし、同条第十二条の七の四を同条第十二条の七の二とし、同号の次に次の二号を加える。

十二の七の三 投資法人 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。

十二の七の四 特定目的会社 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第一条第三項（定義）に規定する特定目的会社をいう。

第二条第二十六条中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」及び「（定義）」を削り、同条第二十九号の一ホ中「（平成十年法律第百五号）」及び「（定義）」を削る。

第四条の二中「資産の流動化に関する法律第二条第三項（定義）に規定する」を削り、「すべて」を

「全て」に改める。

第十条の三第四項中「限る」を「限るものとし、当該外国法人を合併法人とする適格合併により当該適格合併に係る被合併法人である他の外国法人から恒久的施設の移転を受けた場合その他の政令で定める場合を除く」に改める。

第二十三条第一項中「及び関係法人株式等」を「関連法人株式等及び非支配目的株式等」に、「出資又は受益権」を「又は出資」に、「あつては、当該」を「あつては当該」に、「金額」を「金額とし、非支配目的株式等に係る配当等の額にあつては当該配当等の額の百分の二十に相当する金額とする。」に改め、同項第一号中「株式又は出資」を「株式等」に改め、同項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条（金銭の分配）の金銭の分配（出資総額等の減少に伴う金銭の分配として財務省令で定めるもの（第二十四条第一項第三号（配当等の額とみなす金額）において「出資等減少分配」という。）を除く。）の額

第二十三条第二項中「（配当等の額とみなす金額）」及び「（信託の収益の分配にあつては、その計算

の基礎となつた期間の末日)」を削り、同条第三項中「株式又は出資で、」を「株式等で」に、「株式又は出資に」を「株式等に」に改め、同条第四項中「ときは、」の下に「当該内国法人が受ける関連法人株式等に係る配当等の額について」を加え、「次に掲げる金額の合計額」を「同項の規定にかかわらず、その保有する関連法人株式等につき当該事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該関連法人株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「及び前項」を削り、「株式又は出資」を「株式等」に改め、同条第六項中「関係法人株式等」を「関連法人株式等」に、「の株式又は出資」を「の株式等」に、「百分の二十五以上に相当する」を「三分の一を超える」に改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項に規定する非支配目的株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額の百分の五以下に相当する数又は金額の株式等を有する場合として政令で定める場合における当該他の内国法人の株式等（第五項に規定する完全子法人株式等を除く。）をいう。